

【参考資料1】

経過措置対象者の範囲について

○現在、運用上の取扱いとして下記の通知〔厚生労働省医政局長通知〕により、たんの吸引等を実施している介護職員等については、本研修を受講しなくても、対象の行為の範囲内で、経過措置の認定を受け、実施することができます。

- ①ALS患者の在宅療養の支援について(平成15年7月17日発出)
 ②在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引等の取扱いについて
 (平成17年3月24日発出)
 ③盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(平成16年10月20日発出)
 ④特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(平成22年4月1日発出)

介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い【実質的違法性阻却】

区分		在宅 (療養患者・障がい者)	特別支援学校
医政局通知		①、②	③
たんの吸引	口腔内	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
	鼻腔	○	○
	気管カニューレ 内部	○	—
経管栄養	胃ろう	—	○ (状態確認は看護師)
	腸ろう	—	○ (状態確認は看護師)
	経鼻	—	○ (チューブ挿入状態の 確認は看護師)

【注1】上記の表の対象範囲のうち、○印が付いていない行為については、通知の範囲に含まれていないため、経過措置の対象とならず、研修を受講しなければ実施することができません。

【注2】たんの吸引であっても通知に基づいて、現在、実施している以外の行為(口腔内のたんの吸引を行っていた者が同じ利用者に対して新たに気管カニューレ内部のたんの吸引を行う場合等)を行う場合も、経過措置の対象とならず、研修を受講しなければ実施することができません。